



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額 1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



コロナ禍に便乗した『惨事便乗型成長戦略』への対抗軸を —労働法制中央連絡会批判検討会—

いの健全国センターも構成組織となっている労働法制中央連絡会は1月22日、「財界の雇用戦略と、労働者の対抗軸」のテーマで批判検討会を56人の参加で開催しました(写真)。

労働総研の桑田富夫代表理事は主催者あいさつで、「大企業の内部留保でコロナ危機を打開しよう」と訴え、1月19日に発表された経団連の経労委報告について、「賃上げに背を向け、社会性もなにもない提言であり、期待を裏切る内容であった」と批判。これまでの資本主義でいいのかという議論が全国的にも盛んになっていることを紹介したうえで、検討会で活発な議論がされることを呼びかけました。

データよりも事実上の失業者は多い

金沢大学の伍賀一道名誉教授が記念講演(写真次ページ)。コロナ感染の第3波が猛威をふるう中、休業者の増加の陰で、休業手当が支払われていない実態があることや、コロナ感染を防ぐため求職活動をせず、非労働力人口へのカウントがされており、労働局のデータよりも事実上の失業者は上回ると考えられることを強調。また、「出向への助成金支給」が政府の政策によって進められていることに触れ、「従業員シェアや雇用シェアなどが進み、正規雇用労働者にも危機が迫っている」と指摘。さらに、政府財界が進めようとしているデジタル化社会は、「特定個人情報情報を撤廃し、マイナンバーを個人情報と同等に位置づけ、プライバシーより公益の優先という発想である」、「デジタル化社会は『惨事便乗型成長戦略』であり、個人情報情報を掌握できる巨大企業の市場は飛躍的に拡大する。人々の消費欲求を意識下で操作する手段も獲得可能であり、消費のコントロールが可能となる」と危険性を強調しました。

また、リモートワーク、副業・兼業の推進によって労働時間規制の大幅な緩和が狙われていることに触れ、「これらの先にあるのは『労働者の個人事業



主化』であり、解雇規制の緩和と人材ビジネスの活用で円滑な労働移動が狙われている。政府はセーフティネットを強化する観点から、労働者保護に資する解雇無効時の金銭救済制度を創設する必要があるなどとしている」とし、政府財界の姿勢を強く批判しました。

社会的公共サービスの再建を

今後の課題として、「もっとも急がれるべき政策は、『コロナ禍だからこそ社会的公共サービスの再建』である」とし、「数ある課題に正面から向き合って運動し、コロナ禍に便乗した新しい社会構造を狙った動きに対して注意しながら対抗する戦略を考えなければならない」と問題提起がされました。

参加者からは、「完全失業者の増大がリーマン時より少ないものの、非正規労働者が大きく減少して
(2面に続く)

〈今月号の記事〉

第1回理事会報告	2面
コロナ禍での民医連のヘルスケア	3面
各地・各団体/九州セミナー/化学物質/全教/無給医問題	4～6面
SDGsとディセントワーク/私の一冊	7面
震災から10年 子どもと教職員の今	8面

いる。家計補助的な労働者が非労働力人口へと移動していること、複数就業者が単数の職業になったことなどによるものではないかと思うがどうか」、「非正規労働者が4割と言われているなか、複数就業者の扱いが統計上どうなっているのかよくわからない。失業率が高まらない要因の一つではないかと思われるがどうか」などの質問や、「統計に表れない失業、休業の存在について指摘に同感。例えば、多様な在留資格の外国人労働者がこの間、仕事を失っていることを実感する。有効求人倍率など雇用関係の統計の多くが、「業務統計」にすぎないことに留意していく必要があると感じた」などの感想が寄せられました。

“テレワーク” “フリーランス”を深める

その後、JMITU 日本アイ・ビー・エム支部の大岡義久委員長から「テレワーク戦略と日本社会に及ぼす危険性」と題し特別報告がされ、近年、GAFA（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）ではテレワークは推奨せず、オフィスを広げて、「労働次に、MIC の北健一事務局長から「フリーランス保護ガイドラインと求められる改革」の特別報告がされ、直近の検討者同士の日常のコミュニケーション

ョンを重視した『良い労働環境』を目指していること、そのような中で日本のIBMでは「社内ハローワーク」のような仕組みによって会社内で自ら仕事を探していかないとならない実態が報告されました。



記念講演の伍賀名誉教授

会の議論の様子に加え、当面は1、実態・問題の見える化を進める、2、ガイドライン案にパブコメを出す、3、労働者性を見直す検討の場の設置を目指すことが報告されました。

討論では、全労連・全国一般東京地本のワットラインサービスの問題に関わって、労働者性の追求とともに使用者性、発注者責任をどう問うていくかの問題提起をはじめ、活発な議論がされました。労働法制中央連絡会では、今後も批判検討会を開催していく予定です。（全労連 井之上亮）

第1回理事会報告

コロナ禍を正面に据えた働くものの健康問題に取り組む

2月3日、新体制発足後初の理事会が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えず、11都府県で発出されていた緊急事態宣言が延長される見通しの下、web 併用で会場が5人、web が25人、（欠席9人）の参加で開催されました。

清岡弘一副理事長の進行の元、参加者からそれぞれ自己紹介と活動の報告、事務局より総会の総括、総会以降の活動経過の報告、情勢と当面する諸課題について報告・提案が行われ協議されました。

第23回総会以降、空席となっている新理事長選出ができるまでの間については、田村昭彦副理事長を理事長代行することが承認されました。

当面の活動では、コロナ禍を正面にすえて働く人の健康を守る課題をコロナ禍で①新たに起こった問題②（従来の矛盾が）顕在化した課題など整理し、今年度の活動の重点を論議していくこととしました。

次回四役会議で改めて議論し、理事（会）にはかかっていきます。あわせて、前年度までの各委員会等の到達点をふまえ新体制における各理事の役割分担整理について、次回理事会に向けて検討していくことが確認されました。

過労死労災認定基準改定について、実効ある基準づくりを求め取り組んでいる署名は約1万2000筆の到達です。第1次集約分の提出とともに、より広

い世論形成にむけてネット署名にも取り組んでいくこととしました。

また、脳・心臓疾患の労災認定基準については、厚労省の専門検討会が継続的に行われていることもあり、あらためて、内容を絞った要請を行うこととしました。労働基準行政検討会で、検討を進め、3月3日の四役会議での確認後、厚労省に提出することを確認しました。（全国センター 前田博史）

脳・心臓疾患の労災認定基準の改訂を求めて、取り組みを強化しましょう！

◇厚労省宛請願署名の到達は、1万2千筆あまりです。3月初めに第1次の提出を予定しています。2月末までに集約できるものは事務局まで送ってください。第2次集約もその後予定します。

◇ネット署名も開始しました。

facebook、Twitterでの拡散をお願いします。また、コメント欄は、ぜひ、ご記入ください。



「職員の健康を守ることを第1義的課題に」

コロナ禍に対応する全日本民医連のメンタルケア

新型コロナ感染症の拡大は、「医療のひっ迫」「医療崩壊」と言われる事態を引き起こしました。全日本民医連は、地域で発熱難民をださない＝地域の受療権を守ることを方針としています。そして同時に「職員のいのちと健康を守り抜くこと」を第一義的課題と掲げています。

理事会のもとにある職員の健康管理委員会は4月から精力的活動。全国の事業所の状況を把握し、特にメンタルヘルスについて方針を提起し、冊子や動画で発信しています。

セルフケアの10のヒント

民医連のメンタルケアとして昨年5月に「職員の皆さんのセルフケアのための10のヒント」を発信しました。新型コロナウイルスの蔓延により、不安が増大し、医療機関への偏見が出始めた時期でした。パンデミックというかつて経験したことのない状況の中で、自身を守るための手段を真剣に考え、行動しようと呼びかけました。全日本民医連のHPから見るができます。



ヘルスケア指針

同時に職員のヘルスケア全体の方針を「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する職員のヘルスケア指針」として、全事業所での実践を呼びかけました。昨年12月には、それまでの実践報告や、新しい知見や経験を踏まえ「増補改訂版」を作成しました。内容は、感染状況などにより、以下のような SCENE (シーン) を想定し、それぞれに必要な対応を示しています。この SCENE は必ずしもこの順番で進むわけでもないことに留意して、事業所の実情にあわせた活用を求めています。

- SCENE 0 全ての事業所で求められるもの
- SCENE 1-1 COVID-19受け入れ当該職場等への対応
- SCENE 1-2 入院患者や入所者より予期せぬ COVID-19患者が発生
- SCENE 2-1 「職員に陽性感染者が発生」
- SCENE 2-2 「職員の家族に陽性感染者が発生」
- SCENE 3 「職員から家族・友人・知人への感染」
- SCENE 4 「職員から死者が発生」
- SCENEX 感染爆発による「いのちの選択が迫られた時」

職員の健康を守る『学習動画シリーズ』



- ①「職員の皆さんのセルフケアのための10のヒント」
講師：精神科医 松浦健伸先生
- ②「ラインケア」とは
講師：代々木病院 EAP ケアシステムズ
- ③「同僚間のピアサポート」
講師：精神科医 今村高暢先生
- ④コロナ禍で安全衛生委員会活動の強化を
講師：産業医 岡田崇顧先生
- ⑤介護事業所や訪問系事業所で働く仲間のヘルスケアのために
講師：全日本民医連副会長 平田 理先生
- ⑥「ヘルスケア指針増補改訂版のポイント」
講師：職員健康管理委員長 今村高暢先生
- ⑦メンタルヘルスケアの具体化～主に管理者・ヘルスケア担当者を対象に
講師：精神科医 松浦健伸先生

学習討議用動画

「ヘルスケア指針」を現場でも、わかりやすく活用してもらうための「学習討議動画」も民医連のホームページにアップしています。動画は全部で上記の7本です。10分～30分で視聴できます。職場でのミニ学習会はもちろん個人のスマホからも見るができます。

職員のメンタルヘルスについて定期的に調査しているいくつかの法人では、コロナ対策にあたっての看護師がストレス高リスクと出たなどの報告が寄せられています。また、基礎疾患を持った人や高齢の人などハイリスクへの職員の感染は重症化する危険をはらんでいます。

新型コロナウイルスについて、医療者へのワクチン接種が始まりましたが、医療機関・介護事業所で緊張した仕事は続きます。感染防止の行動制限も長期にわたっています。

全日本民医連では、引き続き職員の健康を守る活動を第一義的課題として取り組むことを、呼びかけしています。
(全日本民医連 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

九州
セミナー

本番に向けて連続学習会

人間らしく働くための九州セミナー

2月11日、人間らしく働くための九州セミナー in 北九州実行委員会主催の「COVID-19が働く人にどんな影響を与えているのか—保育・教育の現場から」の学習会が開催されました。

昨年秋に予定されていた第31回九州セミナー in 北九州は、コロナ感染拡大で延期。今年の10月9・10日の本番の成功を期して、学習会を重ねています。昨年秋の学習会では、やはり「COVID-19が働く人にどんな影響を与えているのか—」をテーマに医療現場、介護現場、歯科医療現場、保健所から4人の報告を聞き、論議を深めました。

学ぶことの意味を再確認

最初の報告は、北九州市立大学の三重野笑佳さん^{えみか}と江藤清かさん^{きよか}。入学式は中止となり、一学期は完全にリモート授業。履修登録の方法もわからない状況でしたが、SNSで呼びかけると大学の先輩からアドバイスが届きました。家にいる時間が長いことでは、規則正しい生活が大変で、友人とも会えず「不安や孤立を感じ、モチベーションの維持が大変」と。しかし、「自分が積極的に動くことで、情報収集が進み、学ぶことの意味も再確認できた」とも語ります。「留学」をしたいという入学時の思いがどう実現できる



ながら、前向きに頑張る2人の報告でした。



当たり前の教育・保育を実現しよう

2つ目の報告は、小学校の教員・高津純子さんです。昨年3月の一斉休校で学校現場は大混乱。再開後は、行事の中止、夏休みの短縮など子どもたちも追い立てられる状況です。「コロナ禍でも学校はもっとできる場であるべき。そのためには少人数学級を」と訴えます。北九州市では来年度から公立小学校は35人以下の学級にしていくことが決まりました。それを第1歩として「コロナ禍をきっかけに当たり前の教室を実現したい」と話します。

3つ目の報告は、保育士の三宅裕美さんです。学校と同様にコロナ禍は子どもたちの保育に制限をもたらしました。感染予防により親との関係を作ることにも困難が生じました。保育園には7つの時差勤務があり、様々なかたちで非正規の職員に頼らざるを得ない状況も指摘されました。乳幼児期の子どもたちの保育環境改善には「人員の拡充と保育面積基準の改訂が必要」と訴えました。

「コロナ禍で働くひとの健康権を守る」をテーマに10月の本番に向けて、次回は4月に「生活困窮におけるコロナ禍の働き方」の学習会が開催されます。(全国センター 岡村やよい)

働くもののいのちと健康

春季号
2021-3
No.86

特集1 障害のある人の働く権利を考える

障害のある医学生に対する修学支援経験から障害者の就労を考える
びわこリハビリテーション専門職大学 教授 埴田和史
障害者の働く権利をめぐる歴史と課題

きょうされん 北村典幸
若年脳卒中患者へのリハビリテーションと就労支援

広島文化学園大学 大塚 文
鳥居公務災害裁判から働く権利を考える

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター 杉林和子
吃音のある新人看護師の自殺、取り消し裁判で逆転労災認定

働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター 佐藤誠一
オリンパスサポートメイト分会争議報告と今後の展望について

首都圏青年ユニオンオリンパスサポート分会分会長 梅井研一
建交労で取り組む就労対策の現状と課題

企業組合伊丹市雇用福祉事業団 建交労伊丹支部 高木哲次

社員の7割が知的障害者 日本理化学工業訪問記

全国労働組合総連合 井之上 亮

寄稿

珪藻土バスマットなどのアスベスト含有製品の問題 現時点での整理

大阪アスベストセンター 伊藤泰司

調査・アンケート

コロナ禍での看護学生の現状と必要な手立て

全日本民主医療機関連合会

連載

「いの健」地方センター奮闘中②
コロナ禍の中でも積極的に
人間らしく働くための九州セミナー

海外雑誌紹介

「hazards」(イギリス) ③

「非正規労働」(韓国) ⑥

本の紹介&映画の紹介

essay

はじめての一人年末年始

働くもののいのちと健康を守る全国センター 前田博史
情報のページ・編集後記

各地・各団体のとりくみ

化学物質

裁判に関わる資料説明を請求

厚生労働省レクチャー

1月29日、参議院議員会館で「アゾ染料を原因とする労災認定について」の厚生労働省レクチャーがありました(写真)。労働基準局職業病認定対策室の中央職業病認定調査官と認定業務係が説明、山添拓参議院議員(共産党)・労災請求当事者・弁護士・支援者など8人が参加しました。

このレクチャーは、「全国センター通信」2020年11月1日号で報告した、芳香族アミンによる職業がんの行政訴訟の参考になる資料公開を求めたものです。質問は①特定芳香族アミンを生成する染料の労災認定の要件、②「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」改正の経緯、③特定芳香族アミンによる業務上災害と認定された事例とされなかった事例数等についてです。

①について「その後認定された他の物質もあるが、昭和51(1976)年・改正平成22(2010)年労働省発通達が基準になっている」との説明に、「40年以上前の基準では、時代遅れ」と意見が出

ました。

②については、「約1000店から任意で選んだ商品を購入して検査している。その中で5件見つかった例が



ある」との説明でした。店舗・商品名は言えないとのことでしたが、「どこまで公表されるかは、開示請求すればわかる」とのこと(山添議員)。

③は説明された事例があまりにも少なかったため、質問をしたところ「本省で認定された数のみだから」との回答で、全国の労基署で認定された・されなかった件数は把握していないとの説明がありました。

当事者のFさんは、「被災者側に過度な立証を求める様なことは困ります」と感想を語りました。

(全国センター 宮沢さかえ)

全教

在職者数の1%が病気休職

教職員のメンタルヘルス

文科省の「2019年度公立学校教職員の人事行政状況調査が昨年12月に発表されました。教職員の精神疾患による休職者数は、2009年度をピークに5000人前後の“高止まり”でしたが、2017年度から増加し、2019年度は過去最高の5478人でした。在職者数に対し、2009年度に0.6%となった後、2012年度から0.55%前後でしたが、2017年度から増加し始め、2019年度は0.59%です。

2016年度分から発表されている「1か月以上の病気休暇取得者」数を加えると、2019年度は、9642人(在職者数の1.05%)が、精神疾患による病気休職または1か月以上の病気休暇を取得しています。

背景には、長時間過密労働の蔓延とパワーハラスメントの増加があります。今回のデータには含まれていませんが、コロナ禍で事態はさらに深刻になっています。以下、その一端を報告します。

「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」(昨年12月、文科省)によれば、4～5月の休校中の時間外勤務は前年度より減ったものの、6月の学校再開後明らかに増えていきます。朝の検温から始まり、給食の配膳、清掃、消毒

などの多くを教職員が担います。一人ひとりに寄り添った指導がより求められ、「放課後のトイレ掃除と消毒が終わったらもうヘトヘト」。でも、それからが、長期休校による授業や学校行事等の組み換え、明日の準備の時間です。

感染しない・させないという緊張感が、長時間労働の負荷を深刻にします。子どもや教職員が感染しても「マスクをはずして15分以上」でなければ「濃厚接触者」とされないことに、不安の声が上がります。感染者が出た場合の学校での検査体制、教職員の定期的なPCR検査の実施を強く求めます。

ハラスメントは、「競争と管理」強化により、新任や若手、非常勤の教職員からの訴えが後を絶ちません。時間外勤務の「上限指針遵守」を盾にした「時短ハラスメント」も増加しています。「仕事が終わらないのはあなたの力が足りないからだ」と追いつめられます。長時間過密労働の解消を求める運動を広げつつ、職場の労安体制の構築と実効化に力を入れていきたいと思います。



中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

中学生の「コロナに負けない」カルタから
(記事とは関係ありません)

各地・各団体のとりくみ

MIC

今こそ、労働者性の拡大を

国会内勉強会

仕事でけがや病気をしても、その人が労働者でなければ労災補償は受けられません。「労基法上の労働者」かどうかは、旧労働省・労働基準法研究会報告(労基研報告)という古くて狭く、わかりにくいモノサシで決まりますが、私たちは見直しを求めてきました。政府が近く示す「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の中で、労働者性判断基準も記載される予定です。

昨年末に示されたガイドライン案をより良いものに、芸能従事者やフリーランスが安心して働けるため、1月21日、MICフリーランス連絡会は日本俳優連合、全国商工団体連合会とご一緒に、国会内で勉強会を開きました。

日俳連理事の森崎めぐみさんは芸能従事者への労災保険特別加入拡大の意義を説明。自死されたアイドルの遺族も2人、発言されました。プロレスラー木村花さんの母、木村響子さんは「番組が炎上を煽り花は犠牲になった。ネットリンチを防ぐものを作



木村花さんの母・木村響子さん(右)

って」。愛媛で農業アイドルをしていた大本萌景(ほのか)さんの母、大本幸栄さんは



参加者を前に切実な経験を語るフリーランス、芸能従事者ら(全国商工新聞提供)

「娘は無給で8時間売り子をさせられた。芸能人も労働者と同じように守って欲しい」と話しました。

隙間に落ちないように

建設アスベスト訴訟全国連絡会事務局長の清水兼一さんは「一人親方の救済」も含めた最高裁勝訴後、田村憲久厚労大臣が原告に謝罪したことを紹介。「今こそ労働者性の拡大が必要だ」と強調しました。

担当省庁との意見交換で、映演共闘の緒方承武さんは「労働法でも独占禁止法でも救われないことがないように」。出版ネット執行委員の杉村和美さんは「1985年労基研報告の踏襲では多くの人が弾かれる」と訴え。松下和生・内閣参事官は「誰も隙間に落ちないようにガイドラインの周知、運用に努める」と答えました。自民、立憲、共産、社民の国会議員も出席し、激励してくれました。

(MIC・日本マスコミ文化情報労組会議 北 健一)

無給医問題

中央労働基準監督署が是正勧告

1月20日、東京都・中央労働基準監督署が、日本医科大学付属病院(東京都・文京区)に対して、大学院生の医師等に外来診療をさせていたのに給与を払っていなかったとして、是正勧告を行いました。いわゆる「無給医」の問題で、労働基準監督署が勧告を行ったことが明らかになったのは、全国初です。

「無給医」の問題は、全国医師ユニオンがたびたび指摘をし、2019年7月には緊急シンポジウムを開催しました。そこでは、実際に無給医として働いている医師から「(無給医という働き方は)自己肯定感の崩壊だった」「激務と理不尽な処遇により、メンタル不全に陥る人も多い」と過酷な働き方の実態が出されていました。

文部科学省は、昨年2月に全国の大学病院において2819人の「無給医」が存在すると発表していま

す。

また、2020年4月には、新型コロナウイルス感染拡大で診療にあたる大学院生が増えているとして、文部科学省が、全国の大学

病院に対して、給与が支払われない事態が起きないように、また労災保険の加入を徹底するようにという通達が出されています。

今回の是正勧告を契機にあらためて全国の大学病院における無給医の問題が改善されなければなりません。

(編集部)



無給医問題シンポ(2019年7月)

国連の持続可能な開発目標 SDGs

2015年の国連総会で193カ国の全会一致でSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）が採択されました。2030年までに17の目標の達成をめざそうというものです。紛争や戦争、温暖化、貧困の格差など地球規模の課題にみんなが危機感を共有し、「世界を変える」という高い目標を掲げ、先進国も途上国も、大企業も個人も、地球上に住むすべての人が一丸となって取り組むことを決めました。これは国連史上かつてなかったことでした。17の目標は以下のようになっています。

1. 貧困をなくそう 2. 飢餓をゼロに 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 5. ジェンダー平等を実現しよう 6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなにクリーンに 8. 働きがいも経済成長も、ディーセントワークの推進 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくり 12. 作る責任、使う責任（廃棄物の大幅削減） 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう、家族農業10年を推進 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリシップで目標を達成しようというものです。

このSDGsには詳細な「ゴールとターゲット」が定められています。（詳細は岩波新書刊、SDGs（危機の時代の羅針盤）参照）



SDGsはそもそも、国内外で拡大する貧困と格差、「地球の限界」がもたらした気候変動や多様性の喪失など、ここ数10年の間に人類に破局的な状況をもたらしかねない危機に対して、2030年という年限を切り、17のゴールとターゲット、232の指標を示して、「持続可能な社会、経済、環境」に移行しようとすることを目的としたものです。

このSDGsの8項目に「ILOのディーセントワークの推進」があるところから当研究センター発行の「労働と医学」の2021年1月号では「SDGsとILOのディーセントワーク」を特集しました。世界193カ国が国連で合意したSDGsについて、この機会に学んでいきましょう。

（社会医学研究センター 村上剛志）

私の一冊 ⑤

大黒正夫

虹色のトロツキー

作者の安彦良和氏と言えばアニメ「機動戦士ガンダム」であまりにも有名ですが、漫画家として主に古代史と近現代史を題材にした多くの作品を描いています。本作は近現代史の第一作目にあたります。

舞台は1930年代の中国東北区（旧満州）。当時の「満州国」首都新京（現長春）にある建国大学に、日本人を父・蒙古人を母にもつ青年ウムボルトが編入するところから物語は始まります。

満州国というと、戦前日本の関東軍が中国東北区を軍事占領（満州事変）した後で強引に成立させた国家ですが、「王道楽土」「五族協和」とは裏腹に、政治・行政・軍事の要部は日本人が実権を握る傀儡国家であったことは、歴史的評価として定着しています。これに対し、建国大学は満州国政府の指導者養成機関ですが、学生は日本・中国・朝鮮・モンゴル・白系ロシア人と幅広く集められ、学生は建学精神の「民族協和」＝民族平等の国家づくりを目指そうと努力します。一方で、日本の支配に抵抗する勢

力（東北抗日聯軍）や、関東軍とは別の満州国軍（満州国の軍隊）の姿が描かれます。

日本人の満州体験（記憶）という、敗戦時のソ連軍の蛮行や開拓団の悲劇、多くの残留孤児・婦人、シベリヤ抑留等に集約される事が多いと思います。しかし、民族協和の内実や、その時代、その土地に住んでいた人々がどのような考えを持ち、どういう選択と行動をしていたのか、本作では、石原莞爾、辻政信、甘粕正彦、川島芳子、李香蘭など、実在した人物を織り交ぜながら描写されており、教科書だけでは得ることの出来ない満州国の実像の一端を知ることができます。

後世に読み継がれるべき作品であり、いつの日かドラマやアニメにして欲しいものです。



震災後10年 子どもと教職員の今

宮城県教職員組合 書記長 堀籠 拓

震災後に生まれた子どもたち、教職員の立場で震災を経験していない若い世代が増えています。東日本大震災から10年、被災地宮城の子どもと教職員の今を報告します。

小学校では、今年度から新学習指導要領が本格実施となりました。道徳の教科化やプログラミング教育の必修化、5・6年生での外国語の教科化など、新たに取り組まなければならないことが付加され、週の授業時数も増えました。

2005年からの10年間で、小学校6年間で学ぶ全ての教科書のページ数は、1661ページ(34.2%)増え6518ページになりました。小学生のランドセルの重さは平均5.7kg、最も重いもので11kgとの調査結果も報告されています。

国連子どもの権利委員会から「競争主義的な教育施策による弊害」が指摘され、「学テ」体制とも呼ばれる歪んだ教育施策がますます深刻化する中、新型コロナウイルス感染症が社会全体を襲いました。

突然の「全国一斉臨時休校」による混乱、学校再開に向けた準備とカリキュラムの見直し、感染症対策と教育活動の両立、GIGAスクール構想によるタブレットの準備など、学校現場では、課題と同時に解決への道筋が求められる日々が続いています。

「やめる」「減らす」「変える」

宮城県では、震災以降高止まりで推移する不登校児童・生徒への対応や仙台市で発生した「いじめアンケート改ざん」事件の再発防止策への取り組みも求められています。加えて、昨年度11月で100人、今年度も80人を超える「教員未配置」が生じており、産育休、病休の後補充が来ないという負のスパイラルの中、学校現場はまさに崩壊寸前です。

震災からの復旧・復興の名の下、失ったものを取り戻そうと進められてきた宮城の教育の10年間は、不登校児童・生徒数全国ワースト、教員未配置100人超という結果を生じさせました。これは、現在の宮城の学校が、子どもからも、教師（教師をめざす若者も含む）からも選択されていないことを如実に示すものです。

新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の危機の中、「以前に戻ろう」「以前を取り戻そう」とすればするほど、学校は子どもにとっても、教職員にとっても、窮屈で息が詰まるものになってしまうのではないのでしょうか。全国の学校が宮城の学校と同じ道を

どの学校でもできる！「働き方改革」県内の事例

今年コロナでやめたものは復活させない

この資料では、増え続けてきた業務をやめるためのシステム（明確な基準や観点）として、「やめる」「減らす」「変える」の3観点を提起してきました。今年度はコロナによってやめざるを得なかったものがたくさんあります。「やめてよかった」「何の支障もなかった」ものを復活させないことが来年度に向けたスタートラインです。年度末反省に意見を書いて出しましょう。忙しさをあきらめず、みんなで知恵を出しましょう。

やめる！もうこれはいらない。やめて他の仕事をした方がよい

○行事の廃止 ・校内書初め展 ・夏休み作品展 ・市町村陸上大会 ・水泳記録会 ・音楽会 ・職場体験（または日数削減、中学校） ○作品募集をしない ・夏休みの作品募集をやめる一各団体に直接児童生徒が応募する	
--	---

減らす！すぐにやめられないけど、回数を減らすことはできる

○通達書の発行を減らす。所見も減らす。 ・3学期制でも発行は年2回にする。所見は面談を行う学期には書かない ・報告や英語は単元名のみ記載する。道徳の評価は年1回のみ ○指導案の簡素化・黒点化。校内研究の簡素化で時間短縮！ ・指導案を「A4判1枚（表裏）」にしている学校が多数。 ○授業時数を減らす ・モジュールを取り入れて6時間授業の日を減らす ・余裕時数は3〜4日分20時間程度でよい。大規模災害後の時数は柔軟に対応する ・臨時休校や学級閉鎖にならなかったら、年度末までに短縮授業等にあてて	
--	---

変える！やり方を変えたら、新たな時間を生み出せる

○勤務時間管理をICカードで行う ・市町村での導入進む。県立学校でも試行開始 ○集金業務の見直し ・給食費を公費化し自治体が徴収する	
---	---

たどってしまうのではないかと危惧し宮城県教職員組合では、「来年度の教育課程編制が、私たちの1年間の働き方を決定する」を合言葉に、「職場討議資料」（2020年12月）を発行し、分会に届けました。資料は、「今年コロナでやめたものは復活させない」をスローガンに、これまで当たり前に行ってきた業務を「やめる」「減らす」「変える」の観点で、廃止・削減、整理・縮小、簡素化を進めようと呼びかけるもので、記載した内容は全て、県内の学校で実際に行われているというものです。今後、現場からの改善報告をもとに改訂を重ねていきたいと考えています（表）。

震災から10年を契機に「形骸化」する学校防災教育への対応も求められています。「働き方改革」が叫ばれる中、どんどん増える教職員の業務負担を軽減するには、「給特法」を廃止し、働きに見合った時間外勤務手当を支給させることしかありません。仮に、私たちに時間外勤務手当が支給されていたならば、給与の支払い者である県教委は、服務監督権者である地教委に対し手当減額に向けた業務精選命令を本気になって行っているはずです。その上で、労働基準監督権の明確化と強化が必要と考えます。

いずれにしても現政権下での実行は極めて困難であり、新しい政権を誕生させることが、学校再生の道筋と考えます。（ほりごめ たく）